

Ⅱ 採石法

1 採石法の概要

- 1 総 則 [第1章]
 - (1) 目 的 (第1条) . . . 災害を防止し、採石業の健全な発達を図る。
 - (2) 岩石の定義 (第2条) . . . 法適用岩石として24種類を規定。

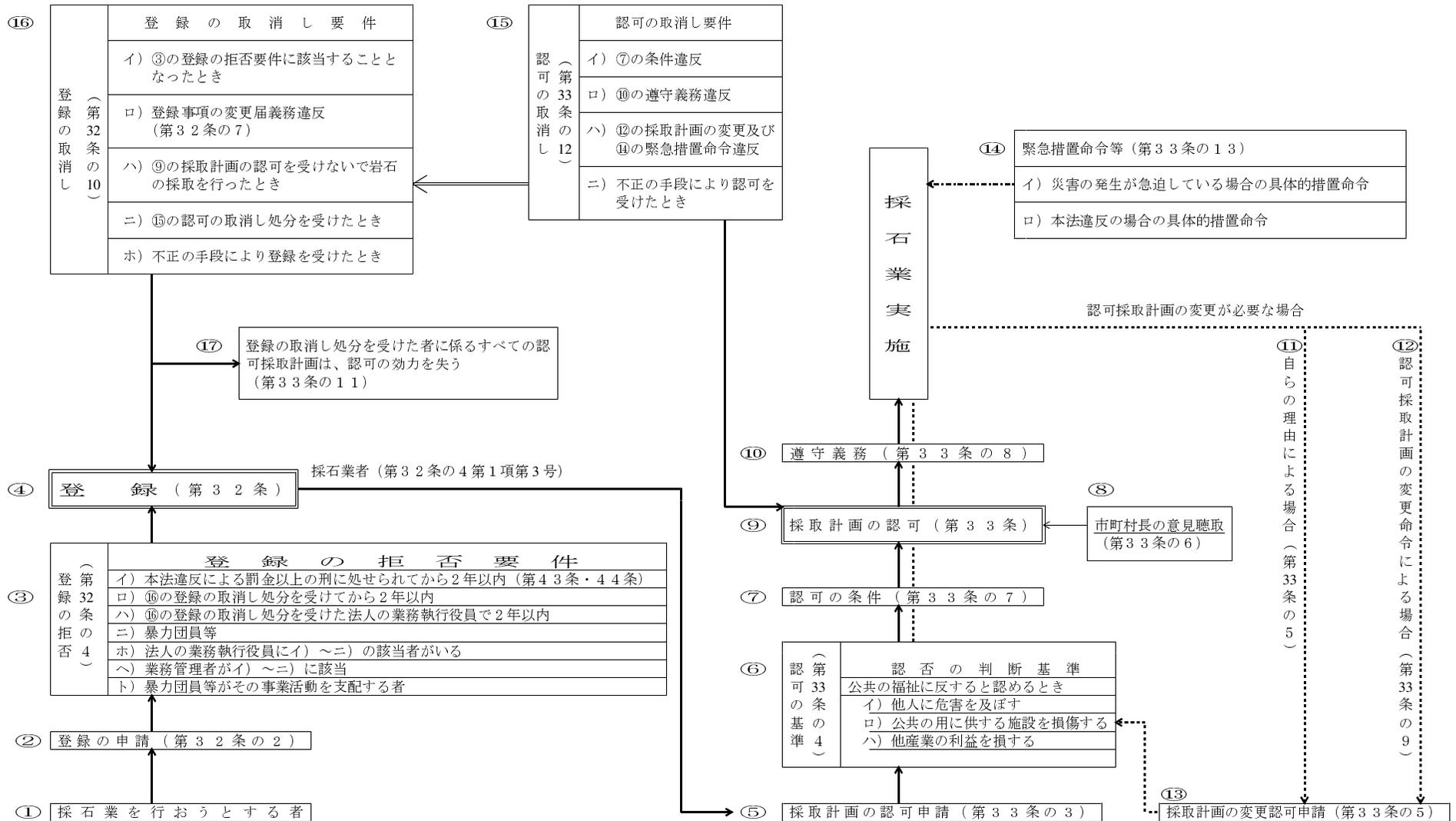
- 2 採石権 [第2章]
 - (1) 採石権 物権としての採石権の内容、性質を定義。(第4条～第8条)
 - (2) 採石権の設定等の
手続規定 (第9条～第31条) . . . 採石権は、当事者間の私法上の契約によって設定されるのを原則とするが、当事者間の話し合いによって契約を締結することができない場合には、一定の条件のもとで経済産業局長が決定を行うことができる。

- 3 採石業者
の登録 [第3章]
 - (1) 登録行政庁 都道府県知事 (第32条)
 - (2) 登録の申請 所定の申請書を都道府県知事に提出する。(第32条の2)
 - (3) 登録の拒否 登録の拒否要件に該当する申請者は、登録を拒否される。(第32条の4)
 - (4) 登録の承継 相続、合併若しくは分割があったときは、承継手続きをすることにより、権利義務すべてが承継される。(第32条の6)
 - (5) 変更の届出 登録事項に変更があったときは、遅滞なく届出なければならない。(第32条の7)
 - (6) 登録の取消し 法律に違反した採石業者は、登録を取り消される。(第32条の10)
 - (7) 採石業務管理者 . . . 業務管理者を事務所ごとに選任し、災害の防止に関し必要な職務を誠実に行わなければならない。(第32条の12～13)

- 4 採取計画
の認可 [第3章]
 - (1) 認可行政庁 岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（または、当該所在地を管轄する指定都市の長）。(第33条)
 - (2) 採取計画の認可申請 (第33条の2～3) . . . 岩石採取場の区域、採取をする岩石の種類及び数量等所定の事項を記載した採取計画を作成し、都道府県知事（または、当該所在地を管轄する指定都市の長）の認可を受ける。
 - (3) 認可の基準 他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷する等一定の要件に該当することとなる採取計画は認可されない。(第33条の4)
 - (4) 市町村長の意見聴取 (第33条の6) . . . 都道府県知事（または、当該所在地を管轄する指定都市の長）は認可に係る処分をするときは、関係市町村長の意見を聞かなければならない。
 - (5) 認可の条件 認可又は変更の認可に条件を附することができる。(第33条の7)
 - (6) 採取計画の遵守義務 (第33条の8) . . . 認可を受けた採取計画に従って事業の実施をしなければならない。
 - (7) 認可の取消し 所定の要件に該当することとなる採石業者は、認可の取消し又は事業停止を命ぜられる。(第33条12)

- 5 監督・命令
[第3章]
- (1) 認可採取計画の変更命令
(第33条の9) ・都道府県知事（または、当該所在地を管轄する指定都市の長）は、認可した採取計画ではその後の事情変更により災害の発生を防止することができなくなると認めるときは、採石業者に対し採取計画の変更を命ずることができる。
 - (2) 緊急措置命令
(第33条の13) ・都道府県知事は、災害防止のため必要があると認めるときは、採石業者に対し事業停止又は必要な措置を取るべきことを命ずることができる。
 - (3) 譲渡したたい積物等の管理
(第33条の16) ・採石場の廃土又は廃石については、これを譲渡し又は放棄した後であってもなお採石業者に管理責任がある。
 - (4) 廃止した業者に対する災害防止命令
(第33条の17) ・岩石の採取をした採取場について廃止の日から2年間は、その廃止業者に対し必要な設備をすることを命ずることができる。
- 6 土地の使用
[第4章]
- (1) 使用の目的
(第35条の5) ・採石業者は、事業の実施につき他人の土地を一定の目的のために利用することが必要不可欠であって、他の土地をもって代えることができないときは、これを使用することができる。
 - (2) 使用の許可
(第36条) ・この目的のために他人の土地を使用しようとするときは経済産業局長の許可を受けなければならない。
 - (3) 土地収用法の適用
(第37条) ・経済産業局長の決定による土地の使用は、土地所有権等に重大な利害関係をもつこととなるので、その手続について慎重を期するため、公開による聴聞を行うほか土地収用法の規定が適用される。
- 7 その他
[第3章、第5章～第7章]
- (1) 標識の掲示
(第33条の15) ・認可を受けた採石業者は、省令で定める標識をその採石場に掲げなければならない。
 - (2) 都道府県知事への通報等
(第33条の18) ・採取計画の認可を行う指定都市が取り消した場合に、採石業者の登録を行った都道府県知事へ通報しなければならない。
 - (3) 鉱業権者との協議
(第34条) ・採石業を行う土地の区域と鉱区が重複するときは、事業の実施について採石業者又は鉱業権者は、お互いに相手方に対し協議をすることができ、その協議が整わないときは経済産業局長に決定の申請をすることができる。
 - (4) 帳簿の備付け
(第34条の2) ・採石業者は省令で定める帳簿を備え、これを保存しなければならない。
 - (5) 適用除外
(第34条の8) ・この法律中、業務管理者及び採取計画に関する部分の規定は、災害の発生の恐れがないとして政令で定める業態の事業を行う採石業者には適用しない。
 - (6) 報告の徴収及び立入検査
(第42条) ・経済産業大臣、経済産業局長、都道府県知事（または、当該所在地を管轄する指定都市の長）は、採石業者からその業務に関する報告を徴収するとともに、その職員をして採取場等に立ち入り、検査させることができる。
 - (7) 経済産業大臣の指示
(第42条の2の2) ・経済産業大臣は、災害防止のため都道府県知事に対し政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。
 - (8) 罰則
(第43条～第46条) ・この法律に違反した場合における罰則を規定する。

「採石業者登録」と「採取計画の認可」の関係概要



2 採石業とは

- ① 営利、非営利を問わず、岩石の採取を事業目的として反復継続して行う態様のもの。
- ② 本来の事業目的達成のため、副次的に行う岩石の採取行為が、社会通念上からみて、採石業の実施とみなされる程度の規模、継続性を有し、かつ、土地から分離した岩石を販売もしくは他の場所において使用すること。

3 業務管理者

(1) 業務管理者

採石業を行う者は、その事務所ごとに業務管理者を置かなければ、登録を受けることができない。

業務管理者は次の職務を行う。

- 1 採取計画の作成および変更に参加すること。
- 2 岩石採取場において、認可採取計画に従って岩石の採取および災害の防止が行なわれるように監督すること。
- 3 岩石の採取に従事する者に対する岩石採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案もしくは実施またはその監督を行なうこと。
- 4 法第34条の2の帳簿の記載および法第42条の報告について監督すること。
- 5 岩石の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、およびその対策を講ずること。